

台風発生時の生徒の登下校について

1. 臨時休校

次の場合、学校は臨時休校になります。

- ① 沖縄本島北部に暴風警報が発令されている場合。
- ② 沖縄本島北部に発令されていた暴風警報が正午まで（午前中 12:00 まで）に解除されない場合。
- ③ 朝の登校時、暴風警報は発令されていないが、臨時休校をする場合。

マスコミ、特にテレビ・ラジオのテロップ等で確認する。

このような場合、教育庁はマスコミを通して県民に緊急連絡をしています。

2. 暴風警報の解除・・・ラジオ・テレビのテロップ等で確認して下さい。

沖縄本島北部に発令されていた暴風警報が解除（かつ、バスが運行）された場合、臨時休校解除による学校への登校は以下のようになります。

- | |
|--|
| ① 前日午後 11 時までに解除された場合。
→通常授業（8：50 の S H R より開始） |
| ② 当日午前 6 時までに解除された場合。
→通常授業（8：50 の S H R より開始） |
| ③ 正午まで（12:00）に解除された場合。
→ 暴風警報解除後、生徒は 2 時間を目安に安全に留意し、登校 |
| ④ 正午以後（午後 12:00 以降）に解除された場合。
→ <u>引き続き臨時休校（生徒は登校する必要はありません）</u> |

3. その他、臨時休校解除

教育庁は臨時休校を解除する場合、マスコミ、特にラジオ・テレビのテロップ等を利用して、県民にお知らせをしています

4. その他、登下校の対応について

登校後の警報発令については基本【1. 臨時休校】に準じます。警報発令がない場合においても、学区内の状況に応じては、学校長が安全確保の措置を講じることがあります。

その際は学校ホームページにて案内いたします。ご確認ください。

* 台風時の安全確保は各家庭においてしっかりお願いします